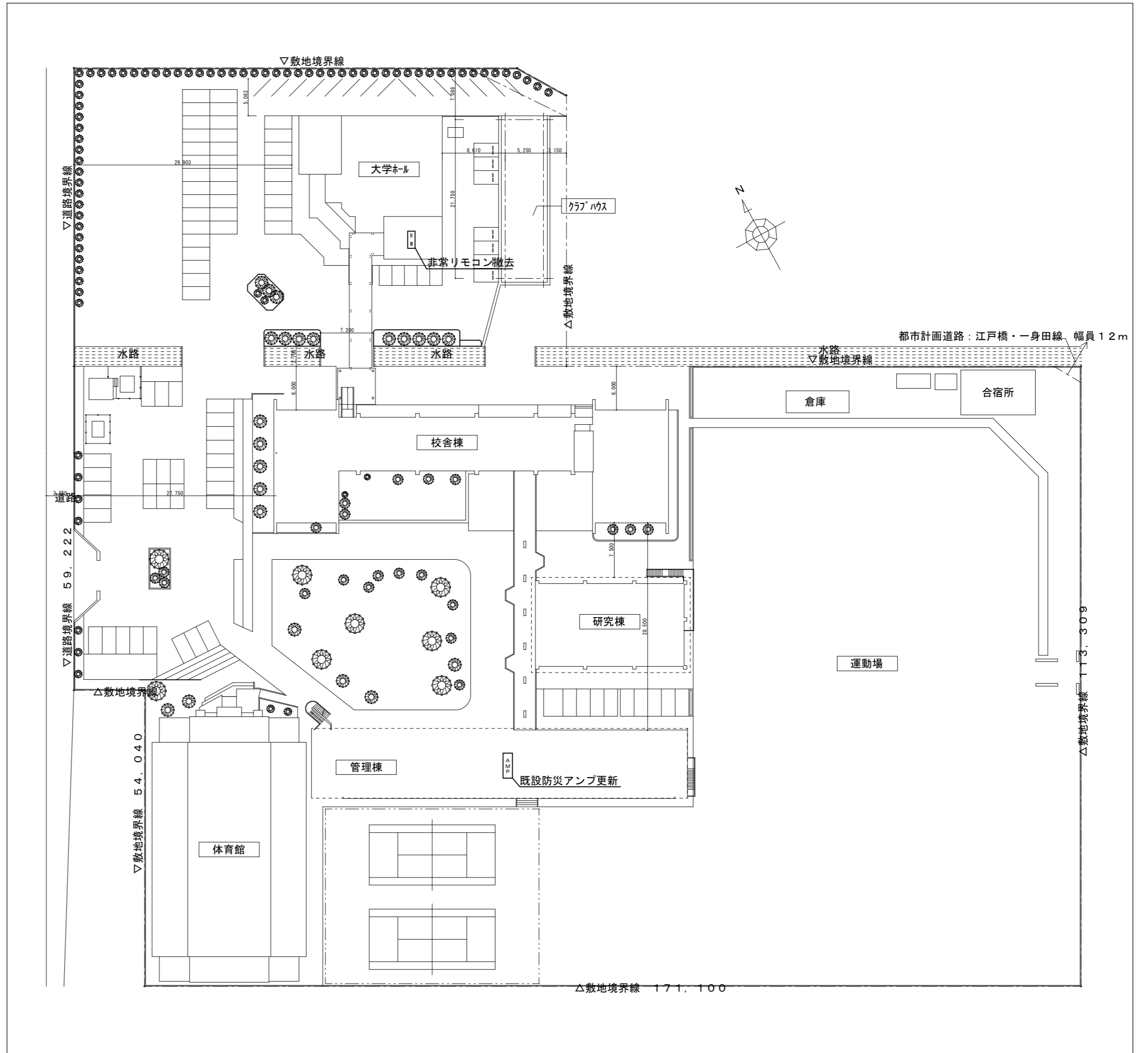


位置図



配置図

特記事項

(修繕概要)

本修繕は、三重短期大学事務局内に設置されている、非常用放送設備の更新を行うものである。

(施工条件)

- ・作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し市監督員の承諾を得ること。
  - ・作業着手までの調査は、事前に短期大学及び市監督員の承諾を得るものとし、運営等に影響を与えない範囲とする。
  - ・機器材料等の納期を確認し、契約後速やかに承認書を提出すること。
  - ・修繕着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立会いのもと写真に記録しておくこと。
  - ・設計図書に明記のない場合でも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本修繕に含む。
- なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・修繕過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負人の負担において、速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
  - ・修繕用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。
  - ・消防関係法令に基づく設置届を消防に提出すること。消防検査立会いを含む。

(安全対策)

- ・修繕用車両及び修繕関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。

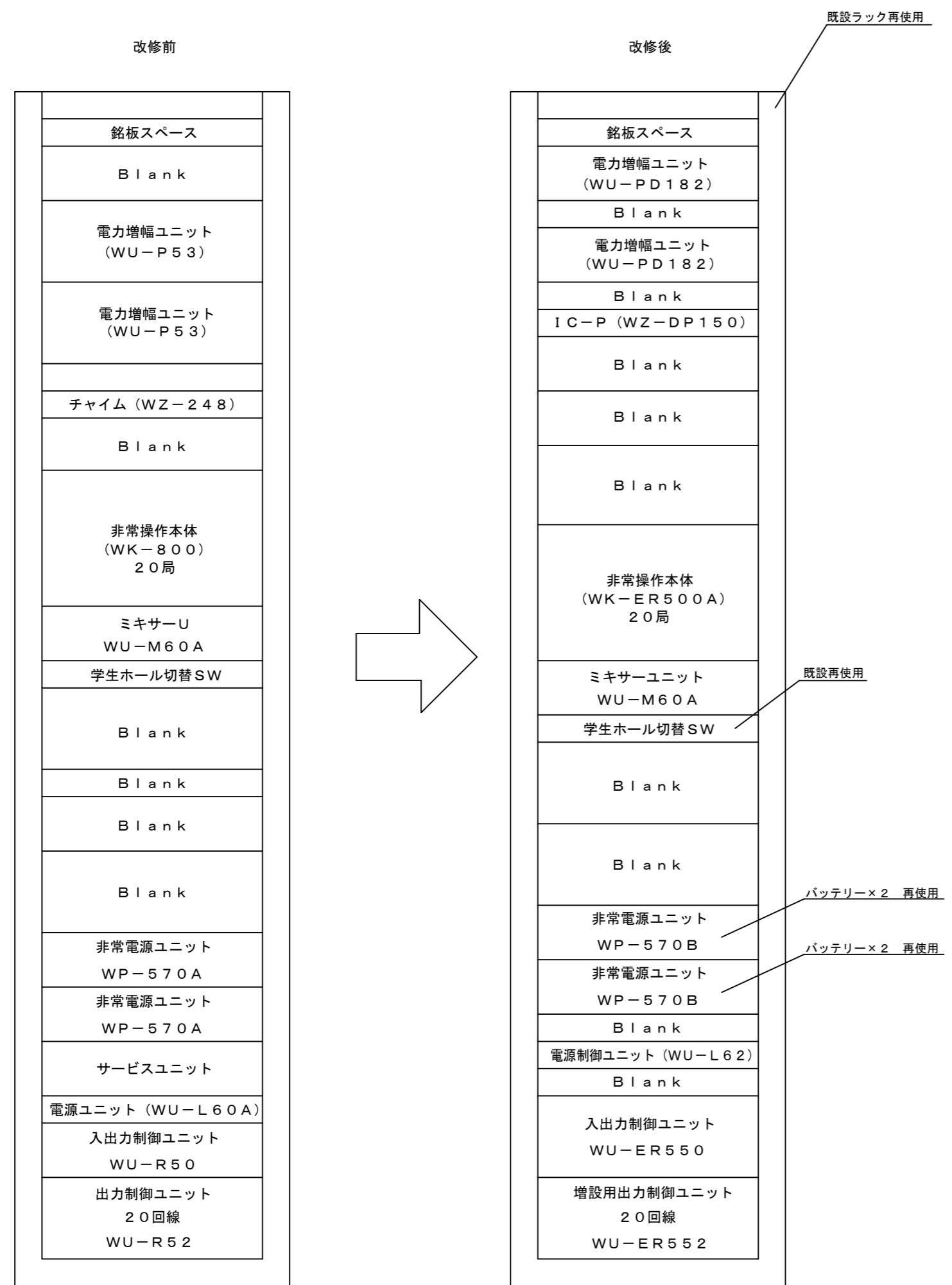
(適応基準)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 最新版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 最新版）
- ・その他関係法令

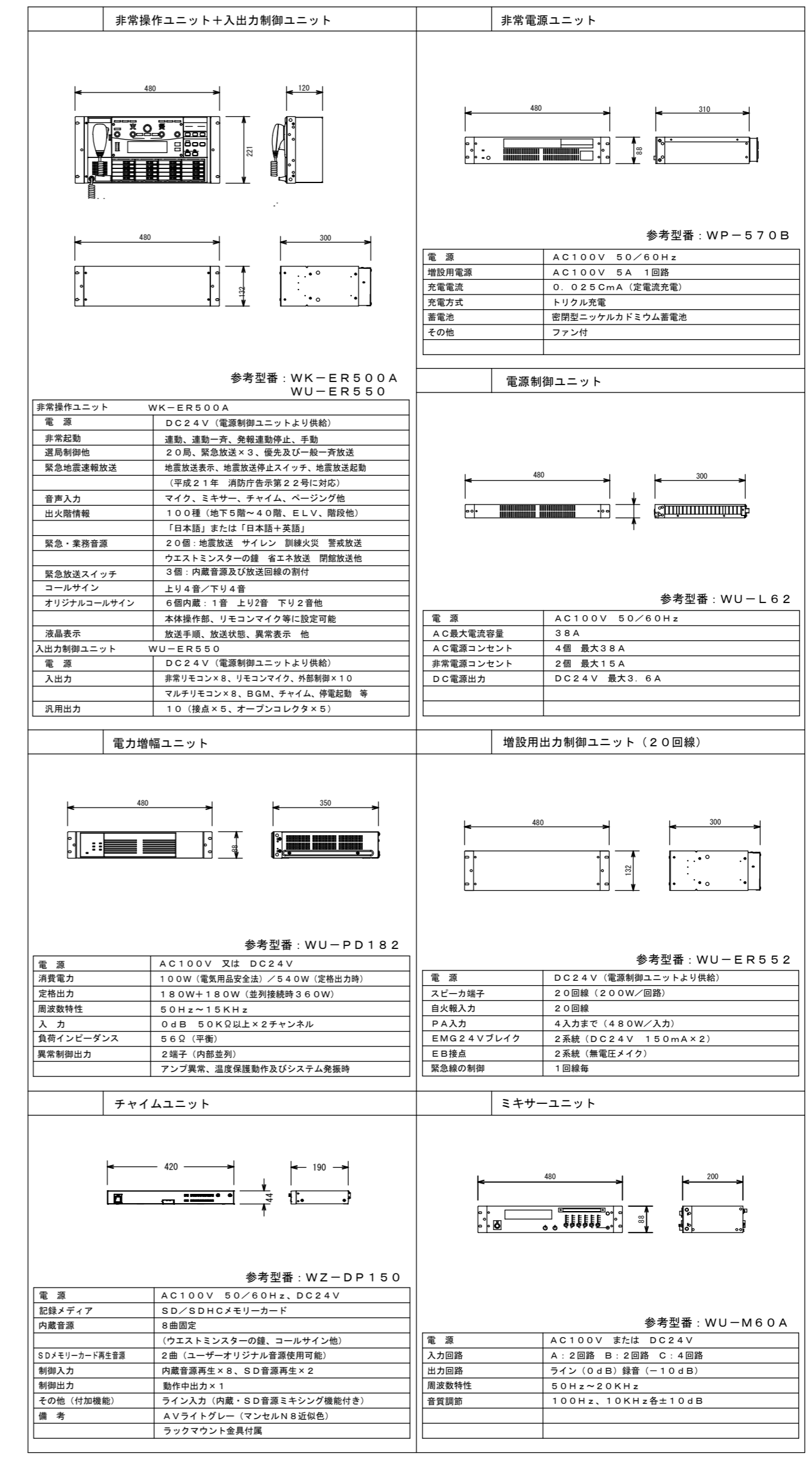
(撤去処分)

- ・当修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- また、修繕完了後、速やかにマニフェスト等の写しを市監督員に提出すること。

三重短期大学非常用放送設備修繕		縮尺
図面名称	位置図、配置図、特記事項	原図：A3
三重短期大学大学総務課		No. 1/2



機器改修図



機器姿図

三重短期大学非常用放送設備修繕		縮尺
図面名称	機器改修図・機器姿図	原因: A3
三重短期大学 大学総務課		No. 2/2